

練馬区立豊玉南小学校 P T A 細則

第 1 章 会 費

第 1 条 会費は、毎年第1回の定期総会においてこれを定める。

第 2 章 役員の仕事及び役員会

第 2 条 会長は次の仕事を行う。

- 1、この会を代表し、会務を統轄する。
- 2、総会及び運営委員会を招集する。

第 3 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。

第 4 条 総務は次の仕事を行う。

- 1、会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
- 2、総会及び運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する事項を記録する。
- 3、諸種の記録、通信、その他の書類を保管する。

第 5 条 会計は次の仕事を行う。

- 1、予算に基づいて会計事務を処理する。
- 2、この会の財産を管理する。
- 3、予算の編成を行う。
- 4、会計監査の監査を経て、決算報告を行う。

第 6 条 役員会は原則として毎月1回開催し、次の仕事を行う。

- 1、総会、運営委員会の準備
- 2、総会、又は運営委員会によって委任された事項の執行
- 3、会の目的達成の為に、各種行事などの企画、調整を行い運営委員会に提案する。
- 4、会の運営に必要な細則を立案し、運営委員会に提出する。

第 3 章 会 計 監 査

第 7 条 会計監査は、必要に応じ臨時に会計監査を行うことができる。

但し、この場合、準備に要する期間を考慮し、あらかじめ会長に通知しなければならない。

第 4 章 役員推薦委員会

第 8 条 役員推薦委員会の委員は次の方法により選出する。

- 1、各学年の学級委員の中から互選により、1名の委員を選出する。
- 2、教職員の中から互選により1名の委員を選出する。

第 9 条 役員推薦委員のうち、前条第1号により選出された者は、役員候補者となることができない。

第10条 委員は、互選により委員長1名(保護者)を選出する。

第11条 役員推薦委員会は、第13条により選出された者を招集し、本人の意見及び同意を求めることができる。

第12条 会長は、役員推薦委員の氏名をあらかじめ運営委員会において発表し、年度末定期総会の前に全会員に通知する。

第13条 役員推薦委員会は左の中から役員、会計監査を推薦する。

- 1、1年生から5年生の各学級より選出されたもの。
原則として各学級より1名以上の選出とする。
但し、やむを得ない場合は、学年より学級数以上の選出でも可とする。
この選出はそれぞれの学年の学級委員が中心となって行う。
- 2、運営委員会から選出された者(2名以上)。
但し、学級選出と兼ねることも可とする。
- 3、役員推薦委員会の承認を得た者

第14条 役員推薦委員会は、役員候補者の氏名を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。

第15条 役員推薦委員会の委員の任期は、その仕事の終了をもって終わる。

第 5 章 総 会

第16条 定期総会は、次の通りとする。

1、期首総会

- 1 前年度の決算報告
- 2 年間計画並びに予算の審議・決定

2、期末総会

翌年度の役員・会計監査の承認・決定

3、総会の議長は、会員の中から選出する。

第17条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、又は全会員の5分の1以上の要求があった場合開催する。

第 6 章 運営委員会

第18条 運営委員会は、会の目的達成の為に、行事を計画し、行うことができる。

第19条 運営委員会は、届け出があれば、会の目的達成に必要なサークルの活動を認め、これを所属させる。

各サークルは、同好会員によって、サークル規約に準じ、自主的に運営される。

第 7 章 常置委員会

第20条 常置委員会は、次の通りとする。

- 1、学級委員会
- 2、広報委員会
- 3、校外委員会
- 4、子供会世話人代表委員会

第21条 学級委員は、各学級より2名、広報と校外委員は各1名ずつ選出し、子供会世話人代表委員は各子供会より1名ずつ選出する。

第22条 各常置委員会の正副委員長は、委員の互選による。正副委員長並びに委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第23条 各常置委員会の任務は次の通りとする。

1、学級委員会

- 1 学級を代表し、学年内、学年間の連絡・調整を図り、学級担任と連携を取り、学級、学年集会等の運営にあたる。
- 2 会員の教養を高めるための諸活動を計画、実施する。

2、広報委員会

- 1 この会の趣旨の徹底と、会員相互の連絡と親睦を図る。
- 2 会報を発行し、学校や会の活動及び情報の伝達、意思の交換に努める。

3、校外委員会

- 1 児童の家庭生活及び社会生活を補導する。
- 2 特殊な事情のある児童の援助および補導に努める。
- 3 地域教育の環境整備に努める。
- 4 交通事故及び青少年の非行化等の防止に努める。

4、子供会世話人代表委員会

- 1 4つの子供会(青空・若草・仲よし・白ゆり)活動の連絡・調整を図る。
- 2 集団登校に関する事項を学校と協力して実施する。

第24条 各常置委員会は、それぞれ委員の4分の1以上の出席がなければ会を開くことができない。

第25条 各委員長は、それぞれの会を招集し、会議の座長となる。委員長に事故あるときは、副委員長が代行する。

第 8 章 特別委員会

第26条 特別委員会は次のとおりとする。

1、卒業対策委員会

第27条 卒業対策委員は、第6学年各学級より3名以上選出する。

第28条 特別委員会の任務は次の通りとする。

1、卒業対策委員会

卒業を祝う会の企画および卒業アルバムの編集にあたる。

第 9 章 校 長

第29条 校長は、必要があると認めた場合は、各委員会に出席して意見を述べることができる。

第 10 章 会 員 慶 弔

第30条 会員、児童、学校職員及び、教職員の配偶者の死亡の場合、香典5,000円を供える。

第31条 上記以外の慶弔については、運営委員会で協議する。

第 11 章 改 正

第32条 この細則は、運営委員会において過半数の賛成がなければ改正することができない。

付 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年10月1日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。